暗黒のなかの市民抵抗

の争議について書いている なかで市民が 会社と闘う 頑張るというところまで発展した争議であった。 市民のあいだに電気料金をめぐる争議が勃発した。 昭 和 六年、 豊橋に電力を供給していた東邦電力株式会社と、 『豊橋市史』 全市の電灯を消して、暗やみの は比較的くわしく 豊橋の企業家および

び市民のあいだの争議であった。 の威力をふるっていた。 電力の生産は、その性質から独占的企業となるが、 だから、 そのような争議は、 東邦電力と需要家のあいだの争議は、 東邦電力もまた豊橋の需要家に 当時各地に起こっていた。 独占資本家と中下企業およ 遠くは新潟県長岡 たい て独占

と中小企業・市民のあ 町 の争 0 た渥美郡 の昭和 和 三年に起こった富山県滑 五年 いだの対立がようやくはげしさを加えてきたことをしめしていた。 一月の争議がある。 川町 それ の争議があり、 らの争議は、 近くは、 恐慌という条件のもとで、 豊橋電気株式会社の 配 電 下に

の電気料金を平均一〇銭値下げして 橋の電気料金は、 他の近隣都市に比較して高価だった。昭和二年一一月に、 いる。 それでもなお高価だった。 定額料金につい 東邦電力は定額 灯

ろん豊橋よりも高 円七五銭であったが、 豊橋は昼が八円二五銭、 業用動力の料金は、 六燭光一か月、 たことはあきらかで、 が四円、 先進都市 豊橋は八○銭だったが、 名古屋は五九銭、 名古屋は七二銭だった。 昼夜が六円七五銭。 昼夜が一二円、名古屋は にたいして豊橋が高か 豊橋は六五銭だった い都 馬力につき、 二四燭光一か 市 浜松は昼が六 電気料金の 昼夜が一四 静岡は



銀行の取付騒ぎ(昭和二年 東京貯蔵銀行

121 消費者の抵抗史

年一二月、動力料金を平均一円五〇銭値下げし、また電灯についてもメートル制の値下げを行なっ ることについて、またその使用料について、 に配電をする場合、市が所有したり管理したりしている道路に電柱をたてたり土地を使用したりす 電力問題については、豊橋の市当局もまた特殊の利害をもっていた。それは、電力会社が需要家 それでもなお豊橋の電気料金は高かった。 電価委員会を組織し、 市長は電力問題に直接の関係をもっていたし、 たび たび東邦電力にたいして値下げの勧告をした。東邦電力は昭和三 市と報償協定をむすばなければならないからだ。だか 市会は電価問題を検討するため、 昭和二年三

るとともに田部井市長にも改定交渉の依頼状を発送した。 馬力以上を使用する業者を集めて豊橋電動力需要組合を結成した。そして二六日、 し料金四割値下げの要求を提出した。回答の期限は四月二〇日、組合は東邦電力に要求書を提出す このような状況のなかで昭和四年三月、木材工業組合を中心とする市内一四の工業組合が、 東邦電力にたい

組合は市長を追及することになった。 会社は容易に要求に応じようとはしなかった。そのことは四月二四日の市会で問

議案を市会に提出し、 というなら調査してみようじゃないかー 議員に満足をあたえなかった。市長が他の都市の状況を調査しなければ その賛成を得た。委員会は九名の委員で五月九日に発足した。 -と、議員はガス・電灯・電力の調査委員会を設置する建 それは市長を な 6

とおして委員会にたいし「その建議は市の公益に関する事項とみとめがたいから相当留意せられた とおして東邦電力に圧力をかける市会の共同戦線組織であった。このとき県の内務部長は、市長を し」と警告してきた。 しかし、委員会はそんな警告を無視して活動を開始し、七月六日に第一回の

などは時代おくれだ」と暴言をはいて委員をおこらせた。結局は料金値下げを前提条件として七月 屋支店長と豊橋営業所長が市の議事堂で市長・助役および委員会の全員と会見した。しかし、 二五日までに回答することを約束してわかれたが、 は容易に値下げをみとめようとはしなかった。しなかったばかりでなく、 委員会の結成は、 委員会は、この上は会社側の電灯供給を断り市が自ら供給する電灯市営を断行してでも対抗 一〇月、平尾産業課長を静岡市に出張させて資料の蒐集につとめさせた。 東邦電力に圧力を加えることになった。会社は交渉に応じ、 約束の期日になっても会社は回答をあたえなか 支店長などは「電価争議 七月一五日、

ことができず、 察部長の仲裁でおさまり、民衆は料金の一割値下げに成功した。 は田原から渥美半島の全域にひろがった。料金不払同盟が組織された。争議は七月にはい あけて昭和五年一月、渥美半島の田原町で豊橋電気株式会社を相手とする町民の電価争議が激化 すでに世界恐慌の波が押しよせてきていた。恐慌にあえぎはじめた農民は、 停電処分をうけるものが続出した。電灯料金の値下げを要求する声は高まり、 電灯料を支払う

消費者の抵抗史

渥美半島の電価争議が豊橋に深い影響をあたえたことは当然想像されるところだ。 その矢先の

形態をとりはじめた。企業家の手で開始された電価争議が、民衆の手にうつされたのである。 らなければならなくなった。渥美半島の影響をうけた豊橋の電価争議は、 よいよ強力となるかにみえた。その威力に対抗するためには、豊橋の電価争議も強力な形態をと 東邦電力は水窪電力・豊橋電気を合併して中部電力会社と名をあらためた。 そのころから民衆運 独占の威力は 0

料金の値下げ運動を積極的に支持することを約束し、全市民を包括する組織として電価値下期 盟会ができ上がった。 家庭の各町の総代を招いて協議会を開いた。高い電価になやんでいた各町総代は電気 昭和五年九月一六日、 市会の電気料金調査委員会は、 企業家の動力需要組合と一般

はみとめることとした。 運動を分裂にもちこもうとした。 題は電価問題としてすすめることにした。会社は、一一月には極貧者の電灯料金の全免を発表し、 会社は運動を切りくずす方法を考えた。一〇月二二日、会社は市にたいし一万五千円の寄付を申し 電価争議が大衆運動化することは、会社にとってはいかなる場合にも好ましいことではなかった。 この情勢をみた中部電力は、態度をいくらかあらためなければならないと感じたようにみえ 寄付をうける可否について論議したが、 総代会は、それもまた値下げ要求とは切りはなし、 一応寄付は寄付としてうけとり、 極貧者の全免

のは市会の調査委員会だったが、 電価値下期成同盟会の結成は、 市会のうごきにも影響をあたえた。同盟会の結成に音頭をとった 同盟会の結成によって運動がいよいよ大衆化の方向をとりはじめ

動を各総代の手ですすめる方針を決定した。 運動を各町総代にまかせるほうが得策だと感づいたのである。 一月二四日、 市会議員らは表面立って運動を指導することが彼らにとって不利と感じはじめた。 各町総代は市会の議事堂で協議会をひらき、 幹事長に町総代会長神藤重作をあげ、運 昭和五年があけて昭和六年となった 彼らは、

価争議は市会議員などの手をはなれ、市民の運動となった。 値下げの要求は二割延納即時断行、 要求を貫徹するため市民の調印をもとめる。 こうして電

需要者調印を二月一五日までにとりまとめて三月一日から実施することを決定した。 割不納同盟を結成した。ところが、こう展開してくると、一度裏面にひっこんだ市会も合流しはじ 二月三日、 結局、総代会の運動は、 二月六日、 総代会は連合委員会をひらいて、合流してきた経営者の動力需要組合とともに料金二 会社にたいし定額電灯電力料金の即時二割値下げを要求し、同時に料金二割延納の 市民と経営者と市会を包合する広汎な運動となった。 そこで 総代会

を五日以内にもとめ、 は、各町総代にたいし電気料金二割延納による損害と料金返納の責任は総代が負うかどうかの返答 日にはさらに会社への対抗手段として減灯・減燭の実施を決議した。 電休止をする場合があるかもしれない」と通告した。総代会は、三月一日から延納を実施し、 営業所長は市長を訪問し、 豊橋の市民が闘争の態度を決したとき、 もし返答がない場合には総代が負うものと承知するという内容証明郵便を発 会社側の意向として「料金二割延納が長引くような事態ともなれば、 会社もまた闘争の態度を決した。二月七日、 三月二三日、 会社の豊橋

送した。総代会は、 二五日、 回答を拒否する態度に決した。こうして会社と市民の争議は開始され

長あてに送った。 総代会委員会は、 延納の目的を完全に達成するため、 二五日、 つぎのような回状を各町総代と組

- い時届けること) 電灯料二割延納連名者は個々の料金を組長に寄託し、仮受取をもらうこと (毎月其の月末迄に都合のよ
- 組長は毎月末迄に寄託された電灯料を翌月五日迄に会計へ届けること
- 保管すること、若し会社に於て受取らざるときは適当なる方法により保管すること」 会計は総代の責任の下に計算し、翌月一〇日迄に其の八割を中部電力株式会社へ払渡し、 二割を町内に

会社はあわてた。そして豊橋の供託局になるべく延納料金の供託を拒絶されたいと申し入れる一 強硬な態度をみせて四月八日、延納の需要者にたいする送電中止を断行した。

過報告の大演説会をひらいた。二千人の市民が集まる盛況だった。勢を得て四月一三日、 西小田原町の二百数十戸は、三月分の電灯料金四三〇余円の供託を完了した。それが最初の供託だ 会社のこの強硬手段に出くわした総代会は、おなじ八日、世論へよびかけるために豊橋劇場で経 花田町と

門灯を全廃する、 闘争は供託からさらに廃灯と減燭にすすんだ。四月二三日、 使用燭光を五割減らす」と決議した。 西小田原町民は町民大会をひらき、

灯のいらない時間に断線、というのはいずれもはなはだしく町民を刺激しないためだった。 の戸数の約半分に相当する、断線の断行は午前三時。全部断線しなかったこと、午前三時という電 た町へ断線を通告し、五月一日、西小田原町の二九戸にたいし断線を行なった。二九戸といえば町 市民が態度を硬化させれば、会社もまた態度を硬化した。四月二七日、会社は延納料金を供託し

うすを『新朝報』 ことを決議した。 会社の強圧手段は、市民を混乱させずにかえって強硬にした。西小田原町の町民 町民大会をひらいた。会社との交渉が決裂した場合には全町いっせいに消灯する 午後四時過ぎに町民の代表は、豊橋営業所にでかけて交渉をはじめた。当日のよ (五月二日) はつぎのように報じた。

うともせず代表委員も又頑張ったあげく岡崎本社の責任ある回答を求めることになったので、同町民は営業 長は巴所長不在を口実に要領を得ず、結局ウヤムヤのうちに会見を終るかと見えたがつめかけた町民は去ら 所広場に焚火して陣取り、 「小田原の男女三〇〇余名は『小田原町』と染めぬいた白ダスキをかけて、 なおこの日、西小田原町民今回の受難を見るにしのびずとあって、東小田原町民も多数西小田原町民 町からの炊出しを受けて空腹をしのぐ一方代表者は国島係長と依然談判を進めて 中部電力前に集結した。

答が本社から小田原町民にもたらされた。 しかし、応待にでた営業係長は、 所長の不在を理由に確答をさけた。 午後七時すぎになって、

一、通告のとおり料金の支払がなかったから断線した。

一、一部の断線を行なったのは料金未払者の反省を促すためである。

一、料金の供託されてあるものは、会社は支払と認めない。

小田原町の町民は、会社の回答が誠意を欠いていると、 断線された二九戸にたいする同情消灯を

決行した。 豊橋全市におよんだ。『参陽新報』はつぎのように報じている。 立花・八通・中郷・野添・中央・西宿の七か町は連合町民大会を開き、ためばは、まから、はおいかの。また 柴の一部)約一千戸が同情消灯を決行、 った場合には「一斉消灯によって戦う」ことを決議した。その翌日は、 争議は本格化した。五月二日には萱町線牟呂用水路を境として南部一帯(東小田原・於樹木・ 四日にはさらに二千戸が加わった。五月五日、東小田原・ 会社が第二次の断線を行な 門灯の消灯と屋内の減灯は

られているのは札木町及広小路通りの特殊な商店街の一部にすぎず、 また全市内に行きわたり、牟呂用水路を境とした南部豊橋の街は全く光を消し、その他市街中、門灯の点ぜ 凄惨な闇となっており、女子供の外出は殆んど見られない。」 燭灯を原則とすると申し合せをなしており、 ら総代会の歩調に一致しなかった関屋町も情勢がこの様に切迫して来たので突然四日夜から門灯を廃止する に至った。なお一般家屋の減灯であるが栄町の如きは最も極端であって門灯を全廃するとともに屋内灯も八 「会社側の攻撃的断線に対する需要者側の暗黒化戦術は予期以上の効果を納めており、門灯廃止は、 その他南部方面では半減している所もあり、これがため市中は その他はほとんど消灯された。最初か

ところで門灯を消すといっても、電球をひねるのではなく取りはずしてしまらのだから、会社は

いそがしい。全工夫を動員して廃灯工事にかけまわらせた。

表と会見し、 た。翌五日、会社は無条件で復灯する旨を回答してきた。そこで市長は調査会の委員や町総会の代 市長は、市内の門灯がつぎつぎに消されてゆく五月四日、会社にたいして復灯の 交渉を 行なっ 会社の回答をつたえるとともに争議の円満な解決を要望した。

市長の仲裁で争議は解決の糸口をつけられたようにみえた。しかし、 あるいは問題の根本的解決をはかるためには、どちらにとっても強硬な態度が必要だった。 和解の交渉を有利にするた

は、問題の根本的解決策として電気市営論を提唱した。 うとする市民と入れまいとする警官のあいだに小ぜりあいが演じられた。 演壇に立った市会 議員 市会議員は、五月七日、東雲座で電灯問題演説会を開催した。市民は会場の階上階下はもとよ 舞台裏にまでギッシリつめかけたが、まだはいり切れないものが場外にあふれる有様、

をひらいた。ところが演説会の途中で大部分が検挙されるという事態が発生した。あとで述べるよ 進歩しない原因は総代会の責任だと攻撃した。これらの積極派は五月九日夜五時東雲座で大演説会 圧えられたとみてよい。 しかし市長や市会の態度が争議に対する消極的な方法であると非難する者もあり、さらに争議が 会社は全財界の、 したがって政界の背景の下に動いていたから、積極派の動きは、黒い手で

会社は交渉を受諾した。交渉は五月一八日、会社と総代会によって岡崎でひらかれた。 委員一五名とともにでかけた。 市民は、交渉にでかける総代会の監視機関として全市

契約してあった自動車をつらね、大挙岡崎にのりこんで総代会の交渉を激励した。 実行委員会連合会を結成したが、その日、会員三五○名が午前八時に大手橋附近に集合し、 かねて 130

否したが、大衆をうしろにひかえさせた交渉は不利とみて、回答を後日に保留した。 主体は再び市長の手をはなれて総代会にうつった。相手の不統一を見込んだか、会社は値下げを拒 会議員は緊急市会議員協議会をひらき、会社にたいして「市は交渉打切」と通告してきた。交渉の ようとはしなかった。総代会の委員はすぐに電話で市長をよんだが、市長は不在、そのあいだに市 会社は、はじめから、市長から回答がないし、総代会は交渉団体とみとめられないと交渉に応じ

否の態度をいっそうあきらかにし、かつ反対の態度をやわらげさせるため、あらためて二万円の寄 付を申し込んだものであった。 五月二二日、会社は神藤重作あてに正式の回答を送付した。それは「御断り申上候」と値下げ拒

た。事態はふたたび決裂にひんした。総代会は実行委員会連合会とともに東雲座で大会をひらき、 全市一斉消灯を決議した。 回答書に接した総代会は、すぐに対策を協議した結果、もういちど二割値下げの要求書を送付し

戸、全市需要者の八○%に達した。豊橋警察署は、町総代会に「廃灯届の提出を拒んだ二千戸をお 議所が「商工業者は自重せよ」と声明した。それでも廃灯の申し込みは五月三一日までに一万五千 あがったりになると商店街から反対の声があがったのである。その声に呼応するかのように商工会 ところが、こんどは市民の歩調があわなくなった。不景気の最中にそう消灯をつづけては商売が

びやかすようなことがあっては、ならない」と警告を発している。

が必要と感じた。 市民が分裂しては、争議はつづけられなかった。強硬論者も、この状況では、解決をいそぐこと

そのような折衝は逆にかえって総代会の強硬論者を刺激し、総代会の内輸もめとなり、委員の総辞 社側と御油で会見した。会社側は値下げにふれず、寄付金四万円で手をうとうとした。ところが、 職となって交渉はまたまた頓座した。 六月三日、 町総代会委員一三名はひそかに協議し、幹部は豊橋警察署長のあっせんで極秘裡に会

しかし、そのころから市民のなかには消灯にあきはじめ、門灯がつきはじめ、さらに屋内灯が光

値下げを要求し、それ以外の方法による解決は不可能であると声明した。会社は代案 解 決 を 主張 月一一日、会議所のあっせんによる会見が総代会と会社とのあいだにひらかれた。総代会は二割の し、会見はまたものわかれとなった。 豊橋商工会議所は、争議がながびくことをおそれ、電気委員会をつくって調停にのりだした。七

二一日に行なわれるはずになっていたが、実行委員会連合会の強硬論者がデモを敢行したために、 決がながびけば市民のあいだに不満もおこると感じ、解決を幹部に一任することを多数で決した。 総代会は要求を譲歩しはじめた。二割値下げの要求をかかげていたのでは解決が困難であり、解 会社の寄付を一〇万円とし、値下げの要求はひっこめて会社に会見を申し込んだ。会見は

作と会見し、三〇日の午後二時から本社で最後の会見をしたいと要請した。 会社は、かならずしも右の解決方法に賛成しなかった。しかし一〇月二九日、 杉浦専務が神

とになった。 終案は四万円寄付案であった。二つの案をめぐる論議は夜を徹して行なわれ、三一日の午前一一時 会のもとに行なわれた。総代会がもちこんだ最終案は、電灯料金一○万円棒引案であり、 一〇分、ようやく妥協が成立して覚書の調印式が行なわれた。 一〇月三〇日に最後の会見が中部電力の本社で市長・商工会議所会頭・警察署長・正副議長 妥協の結果は七万円の寄付というこ 会社の最 の立

ここで、総代会委員会と実行委員会連合会は解散した。

をとうして会社と総代会の態度は対照的であった。 二年有余にわたって展開された電価争議は、二割値下げの要求が七万円の寄付で終わった。

○万円の料金は一五万円に激減した。それにもかかわらず、会社は強硬な態度を変えなかった。そ れは会社の背後に電気協会という強大な経営者の全国的団体がひかえていたからであり、電気協会 会社は終始強硬な態度をつづけた。料金の供託が起こってから半年、 会社の手にはいるはずの五

を後楯として会社は全国の経営者のために強硬な態度をつづけたのである。

抗も生まれなかったから、市民の要求が貫徹できなかったのは、やむを得ないことだった。総代会 需要者の統一が日ましにみだれてゆく現実をみては、一時退却することを余儀なくされた」と述懐 もったような大きい組織をもっていたわけでもなかったし、積極派は弾圧されて、市民の強力な抵 の委員長神藤重作は、会社と最後の会見を終わったあとで、「もちろん不満足な結果だが、しかし それにたいし、 それもまたやむを得ない結果であった。 市民のほうは分裂をかさねていた。市民は団結したが、会社が電気協会を背景に

電灯料抵抗 この運動は米騒動と同じで、北陸の一町村滑川町が震源になっている。 電灯料値下げ運動が昭和初期におけるひとつの特徴的な物価抵抗になってい

常生活に直接関係する問題であるところから大衆の共鳴をうることが容易であったのと、 社に返還自己消灯するにおよんで、問題はたんなる一地方問題を離れて全国に波及すべきものとな 昭和三年六月、ついに断線消灯を実施し、これに対して全町村の住民の八割が電球を取りはずし会 ってきた。それは、一度この争議が天下に喧伝されると電灯料金の値下げは米の値下げと同様に日 われている。昭和二年一一月、滑川町をはじめとし近隣の三日市町、 上げを行なってきたこと、さらに会社の需要者に対する態度が親切さを欠いていたことにあるとい この運動の直接の原因は、 電灯料値下期成同盟会を結成し、北陸電灯会社に電灯料金三割五分の値下を要求、 電灯会社が永年高率配当をつづけながら、その間数回の電灯料金の値 東西水橋町、 岩瀬町の五か町 会社側でも

界が不況に苦しんでいる時にもかかわらず、電気会社は各地で独占的な企業であったことから会社 料値下運動はたちまちにして全国に波及した。 こと、昭和三年はちょうど、 の業績は相当な好成績をあげていたこと、また需要者に対する会社の態度がとかく不親切であった 普選による全国市町村会議員選挙の準備時期であったことから、

は約半数といわれた。 供した。昭和三年一○月現在で値下運動総件数八○件のうち、無産政党、農民組合の関係したもの ドのたかまりは、市町村会議員選挙をひかえて、各無産政党が利用して活躍すべき絶好の舞台を提 に昭和四年三月現在では、 県にわたって五八社、八○件の多数にのぼり、料金の値下げをみたものは一四社をかぞえた、 って一〇件、会社が電力供給を停止したもの七府県で七件といった状態であった。大衆の抵抗ムー 昭和三年一〇月二二日現在で、値下げ運動の発生件数は、北海道から沖縄にいたる一道一府二九 料金値下げを行なったもの一四九件、民衆が団結して料金不払いを行なったもの九府県にわた 値下げ運動の起こらないところは全国でわずか三県をかぞえるのみとな

昭和四年一二月に"京成電灯に不買同盟―形勢重大化す"と『朝日新聞』の記事が出てい

しむるとともに、電球を会社に返却し、いよいよ実行運動にとりかかった。」 について需要者の投票を求めた結果、二千五百余票で不買と決し、直に委員十二名は各自宅の電線を切断せ 「千葉県中山町に本部を有する京成電灯値下同盟会では、八日午後一時から本部において不買か不払いか

このような事件は珍らしくなくなった。 『兵庫県労働運動史』は阪神地方の電灯料金値下げ運動

が広汎に展開された実情をつたえている。

性のものを、独占・私企業の利潤追求に放任しておくことへのいかりから出ている。 電灯料金値上げ反対は、不況下の大衆生活の負担を軽くしたいという要求と、電灯のような必需

いた事実が浮び上がっている。 電灯事業はその後、公共的な事業に切り替えられたが、このころでは、豊橋市のばあい 民衆の抵抗に対しては会社が政・財界とひとつになり、警察などまで動員して抵抗を圧迫して

現在の電灯は公企業となっているが、電力会社がPRする電灯料の合理性には問題がある。 この巨大な組織は政・財界としっかり結び合っており、 問題が指摘されても容易に世論化しない。 マスコミにも支配力を及ぼしているた

ガス料金値下げ運動

昭和四年、東京市民の間に、東京瓦斯の値下げを要求する声が高くなった。 社会民衆党など、こぞって猛烈な値下げ運動を展開した。 婦人団体、 市民有

総経費五○銭計一円三五銭を要するにすぎないのに、 かれらはガス生産のコストを計算した。千立方、呎 二円三五銭で売り、 の生産費は、製造費六〇銭、 一円の暴利を独占してい

- 「1 東京瓦斯会社重役を連日訪問して値下要求を徹底させる
- 2 (イ) 七月一日から七日までを "瓦斯節約デー" とする
- 受領しないときは右料金を供託すること 各消費者は瓦斯料金支払にあたってメートル料および瓦斯代二割を差引くこと、若し会社側がこれを
- る相当の証明書を必ず持参させること、 婦人連合会の名を以て東京瓦斯会社社長あて瓦斯会社は集金人並に定量器検査員に対し各社使用人た もし持参しないときは謝絶することもあるとの警告を手渡すこ
- (三) もし会社側で応じない場合は消費者の門前に "証明書なき瓦斯会社員は入る事おことわり"の札をは ること

枝氏外二名は堀切市長を訪ねて市の態度をはっきりすることを要求した。 婦選獲得同盟でも、同盟理事会の決議によってガス料金の五十銭値下げ外三項を決議し、 市川房

同盟会はガス値下げのビラをまき、市内各所で、主婦たちを集めて小演説会を開いた。 街路の署名運動やビラまきが連続的に打ち出された。

料および器具の配給廉売を行ならことにした。この運動はガス会社が料金を値下げした翌日解散す その実行運動方法として加盟婦人の台所へはガスにかわるべき薪炭、石炭、石油、コークス等の燃 ととした。組織単位は台所婦人とし、東京瓦斯料金の値下げまでガスの使用を拒絶することとし、 る予定で、薪炭商組合その他の燃料業者と交渉を進めた。 婦人市政研究会では協調会館に理事会を開いて協議、新たに『東京瓦斯非買同盟』を組織するこ

代値下げの妥当なことを認めるにいたった。 市民大会、市長との話し合い、商工大臣、ガス会社へ決議文の提示などが行なわれ、 市長もガス

水道会社打倒

対策連合委員会がつくられ、玉川水道非難とともに問題解決が叫ばれた。目黒区の碑文谷製氷会社 川水道が塩からい悪水を供給したことから大森、蒲田、品川、世田ケ谷、目黒、荏原の六区で水道 など各製氷会社も玉川水道の悪水にこまり、賠償の訴えを提起している。 昭和八年に玉川水道株式会社に対する民衆の反対運動が各紙に大きく報道されている。東京の玉

品川区では水道市営期成同盟会がつくられ、 六区委員会は『玉川水道は悪水供給中は水道料金を全免せよ』と決議文を会社側に提出した。 五反田大崎館で玉水膺懲の演説会が行なわ れてい

株主には二分増配を発表した。五割引ときめた会社は、すでに二千戸から集金してあった分に対し ともいっせいに玉水打倒演説会を開くことになった。 ては、返金することに決めたが、反対委員会は「あくまで全免せよ」と主張し、さらに進んで各区 玉川水道側では、世論の非難を怖れ悪水供給のおわびとして料金の五割引きを声明し、

しを警戒した。 区民によびかけている。また、区民たちは自警団を組織して、会社側の料金徴収や区民の切りくず そして、各区でひらかれる演説会には、大森区などビラ一万枚、ポスター二千五百枚を印刷して

生協弾圧

はつぎのように書いている。 『現代日本生活協同組合運動史資料集』(一九六三年)の序文のなかで生協連合会の会長田中俊介

続いて、今も生協のメッカとなっているに拘らず、日本の生協で当時から続いたものは一つとして見当りま す。明治三十三年に産業組合法が生れ、生協は法的に認められています。その古い歴史を持ちながら、 が心血を注ぎ、苦心惨憺しながら、事業として生協は育ったとは云えません。ロッチデール生協が今日まで せん。時を同じくして発足した資本主義経済が隆々として栄え、現在も我が邦経済の根幹となっているもの 「我が邦の生協の跡を振り返ると、明治十年に既にロッチデールが紹介され、次いで生協が誕生していま

り漁業協同組合なりが、相当程度発達しているのに比べて、 の多いのに比べて、余りにも相違が甚だしいではありませんか。同じ協同組合陣営に於ても農業協同組合な 原因は何か 生協の姿は余りにも貧弱ではありませんか。

- 之に従う人の素質の問題か
- 社会的環境、 時代の要請がなかった為か
- 三 政府の態度、 消費者無視、消費者の団結圧迫の政策の結果か
- 一般消費者大衆の無自覚の為か
- 人口過剰からくる、小売商人の過多、過当競争の結果か」

ってみよう。 同じように、 ここで "消費者の団結圧迫の政策』と書いているが、生協もまた、多くの労働運動、社会運動と 明治、 大正時代から苦難な途を歩んできたのであるが、その二、三の断面をふりかえ

魚の小売商人たちは、 …と小売組合連合が、まっさきに反対の火の手をあげ、婦人団体へも協力を申しいれてきた。 て統合するという案であった。それが市議会で決議されたのである。その当時一万三千をかぞえた った。権力につながる市場資本家の手で、二百ちかくあった中小の問屋や、仲買を一つの会社とし 関消連(関東消費組合連盟)としては、 昭和八年のはじめ、東京市の台所に密接な関係をもつ、中央卸売市場のしくみが変わることにな これは大変、卸売会社が一つになれば、魚は高くなって商売はあがったり… かねて働くものの台所を守ることを、スローガンとしてい

ただけに、各組合にもよびかけてこの反対に参加することになった。いく度か会議がもたれ、ビラ 140

まきや演説会などが各地でさかんに開かれ、運動はもり上がりをみせてきた。

されたのである。」(勝目テル「未来にかけた日日」) とになっていた。そのやさき、私たち関消連の婦人部員は、その対策のための会議中にふみこまれ、総検束 多くの代表に支持された。そして私は、趣意書や宣言などの起草委員になり、中央大会の司会をうけもつこ 「また、私たちの意見や主張は大きな組織につながっているだけに、ガス値下げ運動のときよりも、ずっと

協や総同盟に参加している労働組合や全農統一協議会など、左も右もいっしょになって、 が中心であった。ちょうど政府が、ありあまって倉庫にねむっている米を、外国に一升たった八銭 で投げ売りするということが伝えられた。そこで米よこせの要求は、関消連を中心にひろがり、 に参加してきた。七月二日のデーの当日、三○人あまりの代表が農林省におしかけた。 昭和七年(一九三二年)の「国際消費組合デー」のスローガンは、"払いさげ米を すぐによこせ"

田・坂本・岸谷などの婦人たちが中心で、子どもをおぶったりしている婦人が多かった……。」 て、七月二十九日のひる、長屋のおかみさんたち三百人が、江東区役所におしかけた。 関消 連の 戸 沢・柳 「失業者のもっとも多い江東地区では、今夜たべる米がないんだ……という、 せっぱつまった要求を もっ

つものように、ふところ にはちり紙と手ぬぐいを用意して、大手町の農林省の正門よこに集まっ つづいて、八月一日の反戦デーは、朝から、やきつくような暑い日ざしだった。代表たちは、

そって、とりまくように歩道ぎっしりらめた。 集まってくるわくるわ、東京の各地で準備された米よこせ会のなかまが、ぞくぞくと東から西か あるいてくるもの、電車からおりてくるものが、朝の九時には、農林省の正門からへいぞいに

騎馬隊も加わって門内にデモを一歩も入れまいと、きびしい警かいである。四百人をこすデモには、 百人の婦人が参加しており、子どもをつれているのもいた。 「『東京地方米よこせ会』と大書した、のぼりと旗が、せんとうにはばたいている。正服、私服の警官に、

も動員させられた」(勝目・同書) こうして払下げ米は、月に六千俵、関消連にもらえることになり、今度はその資金あつめに私たち婦人部

費組合に対して好意を示していた学校に於てすら、此の傾向は有る。」(『日本生活協同組合史』) 令)赤門(圧迫)京大(解散命令)昭和七年の大阪女医専(解散命令)等は其例であり(中略)従来学生消 大学の一つ橋消費組合に対する自主化運動が、学校当局から『消費組合をやると無政府主義になる』との理 由の下に弾圧されて、自主化失敗に帰し、昭和六年中には立大(公認取消)三高(解散命令)九大(解散命 「近時学校当局にして学生消費組合に対して弾圧方針を取るもの少なからず、 旧くは昭和四年、東京商科

『現代日本生活協同組合運動史資料集』にはつぎの記録がある。

「九大学生消費組合に対する解散命令

右は昭和三年五月十日制定「会についての手続規定」に違反し許可なくして設立したるものをもって解散

七月二日

・・・・」が、創立十日後解散命令が出された。「閉店・久松屋に返還」せざるをえなかった。 合員も次第に増加し、最近三百名に達するの盛況で営業状態も売子学生の手馴れと共に日に売上高は三〇円に達する繁昌ぶりを示してきた・・・・ 、の声をあげて華々しく開店した九大学消は工科裏門前に店舗を持ち着々と発展を遂げ、一銭でも安く買えることが学生の支持を深めてか、組 **注 九大消は学内にあった共済部に対する批判から出発して昭和六年六月二十二日創立された。当時の九大新聞によれば「全学生の注視の下に孤**

九州帝国大学